

司法試験法の改正について（骨子）（案）

1 法科大学院及び司法修習との連携

司法試験は、法科大学院における法曹養成のための教育及び司法修習との有機的連携の下に行うものとする。

2 司法試験の方法・試験科目等

(1) 司法試験は、短答式（択一式を含む。）及び論文式による筆記の方法により行うものとする。

(2) 司法試験の合否は、短答式試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して判定するものとする。

（注）短答式試験及び論文式試験を同時期に実施し、受験者全員が両試験を受けるが、短答式試験についてその合格に必要な成績に達しなかった者は、不合格とする。

(3) 短答式試験

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

試験科目は、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）及び刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）とする。

(4) 論文式試験

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

試験科目は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目（1科目選択）とする。

(5) 短答式試験及び論文式試験の試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができるものとする。

（注）選択科目又は試験科目の範囲を定める法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならないものとする。

(6) 司法試験においては、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な

学識及びその応用能力を適切に評価する観点から、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならないものとする。】

3 司法試験の受験資格

(1) 司法試験は、法科大学院を修了した者又は予備試験に合格した者が受けることができるものとする。

法科大学院の修了者は、当該法科大学院を修了した日以後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内に限り、3回の範囲内で司法試験を受けることができるものとする。

予備試験の合格者は、当該予備試験の合格発表の日以後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内に限り、3回の範囲内で司法試験を受けることができるものとする。

(2) 法科大学院の修了者又は予備試験の合格者が(1)の期間内に司法試験を受けた場合においては、当該受験に係る受験資格（法科大学院の修了又は予備試験の合格をいう。）以外に他の受験資格を有するときであっても、その期間内は、当該他の受験資格に基づいては司法試験を受けることができないものとする。

(3) 法科大学院の修了者又は予備試験の合格者が(1)の期間内に司法試験を受けた場合においては、(1)の期間を経過した後であっても、当該受験に係る受験資格に基づく最後の司法試験の受験以後の最初の4月1日から2年を経過するまでの期間内は、司法試験を受けることができないものとする。

(注) (1)の受験期間・回数制限に該当した場合であっても、(1)の5年の期間を経過し、かつ、最後の司法試験の受験から2年以上経過している場合には、他の受験資格に基づいて司法試験を再度受けることを認めるものである。これにより、受験者は、いずれの5年間においても3回の範囲内で司法試験を受けることが認められる制度設計となる。

4 予備試験

(1) 司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

(2) 予備試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うものとする。

(3) 短答式試験

試験科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び一般教養科目とする。

(4) 論文式試験

短答式試験に合格した者について行うものとする。

試験科目は、短答式試験の科目及び法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（法律に関する実務の経験により修得されるものを含む。）に関する科目）とする。

(5) 口述試験

筆記試験に合格した者について行うものとする。

法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用いるものとする。

試験科目は、法律実務基礎科目とする。

(6) 短答式試験、論文式試験及び口述試験の試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができるものとする。

(注) 試験科目の範囲を定める法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならないものとする。

5 合格の取消し等

(1) 司法試験委員会は、不正の手段によって司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、合格の決定を取り消し、~~又はその試験を受けることを禁止し、又は~~することができないものとする。

~~(2) 司法試験委員会は、(1)による処分を受けた者に対し、情状により5年以内の期間を定めて司法試験又は予備試験を受けることができないものとする。~~

6 司法試験委員会

(1) 設置（改組）

司法試験管理委員会を改組し、司法試験委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 所掌事務

委員会の所掌事務は、司法試験及び予備試験を行うこと、法務大臣の諮問に応じて司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項を調査審議すること、[司法試験及び予備試験の実施に関する主記](#)の重要事項に関し法務大臣に意見を述べること、及びその他法律によりその権限に属させられた事項を処理することとする。

(3) 委員構成

委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命するものとする。

委員の任期は2年とし、再任されることができるものとする。

(注)学識経験を有する者には、法科大学院関係者を含むものとする。

(4) 司法試験考査委員等

委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験予備試験考査委員（以下「予備試験考査委員」という。）を置くものとする。

司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命するものとする。

7 その他

(1) この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験に関し必要な事項は、法務省令で定めることとする。

(2) いわゆる合格枠制に関する現行司法試験法第8条第2項及び第3項は、削除するものとする。

8 経過措置等（附則関係）

(1) 実施時期等

司法試験管理委員会は、平成16年1月1日をもって、司法試験委員会に改組するものとする。

新司法試験は、平成18年から実施するものとする。

予備試験は、平成23年から実施するものとする。

現行司法試験は、平成22年まで実施するものとする（平成22年に実施さ

れる現行司法試験の論文式試験に合格し、口述試験に不合格となった者については、平成23年に現行司法試験の口述試験を実施するものとする。)

(2) 同一年における新司法試験と現行司法試験の重複受験の制限

平成18年から平成23年までの間は、受験者は、同一年においては、あらかじめ選択するところによって、新司法試験又は現行司法試験のいずれかのみを受けることができるものとする。

(3) 法科大学院の在學生又は修了者が現行司法試験を受けた場合

法科大学院の在學生又は修了者が現行司法試験を受けた場合においては、当該修了の日以後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内に限り、現行司法試験（法科大学院の修了前に受けた現行司法試験については、その修了前の2年間に受けたものに限る。）を受けた回数を含めて3回の範囲内で新司法試験を受けることができるものとする。

(注) 法科大学院の在學者又は修了者が現行司法試験を受けた場合に、これを受験回数制限の対象として算入する（法科大学院の修了前の受験については、修了前2年間の受験のみを算入する）ものである。

(4) 現行司法試験のみを受ける場合

平成18年以後において現行司法試験のみを受ける者については、3回を超えて現行司法試験を受けることができるものとする。